

経済財政運営と改革の基本方針 2024
～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～
(抜粋)

令和6年6月21日

経済財政運営と改革の基本方針 2024 (目次)

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 ————— 1

1. デフレ完全脱却の実現に向けて
2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ ————— 7

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」
 - (1) 賃上げの促進
 - (2) 三位一体の労働市場改革
 - (3) 価格転嫁対策
2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化
 - (1) 人手不足への対応
 - (2) 中堅・中小企業の稼ぐ力
 - (3) 輸出・海外展開
3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
 - (1) DX
 - (2) GX・エネルギー安全保障
 - (3) フロンティアの開拓
 - (4) 科学技術の振興・イノベーションの促進
 - (5) 資産運用立国
4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応
 - (1) スタートアップの支援・ネットワークの形成
 - (2) 海外活力の取り込み
 - (3) 大阪・関西万博の推進

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

- (1) デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開
- (2) デジタル行財政改革
- (3) 地方活性化及び交流の拡大
- (4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

- (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり
- (2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現

7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応

- (1) 外交・安全保障
- (2) 経済安全保障

8. 防災・減災及び国土強靱化の推進

- (1) 防災・減災及び国土強靱化
- (2) 東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～—38

1. 新たなステージに向けた経済財政政策

2. 中期的な経済財政の枠組み

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

- (1) 全世代型社会保障の構築
- (2) 少子化対策・こども政策
- (3) 公教育の再生・研究活動の推進
- (4) 戦略的な社会資本整備
- (5) 地方行財政基盤の強化

4. 改革推進のためのEBPM強化

第4章 当面の経済財政運営と令和7年度予算編成に向けた考え方—53

1. 当面の経済財政運営について

2. 令和7年度予算編成に向けた考え方

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

1. デフレ完全脱却の実現に向けて

我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。

現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。

新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。

あわせて、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携して投資を行う。グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション、フロンティアの開拓、経済・エネルギー安全保障等の分野において、長期的視点に立ち、戦略的な投資を速やかに実行していく。こうして人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていく。

本年の春季労使交渉では、労務費転嫁のための指針が周知されたこと等もあり、労使交渉の結果、力強い賃上げの流れが生み出された。これに加え、本年6月から実施している定額減税等によって、可処分所得を下支えし、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現する。そして、この流れを来年以降も持続させるため、あらゆる政策を総動員して賃上げを後押しし、国民一人一人の生活実感を高めていく。このため、重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化するとともに、企業の稼ぐ力を強化することによって、来年以降、物価上

昇を上回る賃上げを定着させていく。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進するとともに、雇用政策の方向性を、雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化へとシフトしていく。

企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。GX、経済安全保障など、社会課題の解決に向けた官民連携の投資、デジタル技術の社会実装、宇宙・海洋等のフロンティアの開拓、海外からの人材・資金の呼び込み等の取組によって、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、経済全体の生産性を向上させる。

日本銀行は、本年3月19日、それまでのマイナス金利政策やイールドカーブ・コントロール等を変更し、金融政策は新しい段階に入った。安定的な物価上昇率の下での民需主導の持続的な経済成長の実現に向け、政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組によって、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させ、デフレからの完全脱却、そして、経済の新たなステージへの移行へとつなげていく。

経済財政諮問会議においては、今後とも、賃金、所得や物価動向を含む経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、経済構造改革の取組状況等について、定期的に検証していく。

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

足元の人手不足の大きな要因でもある人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、現状のまま生産性上昇率が高まらず、労働参加の拡大や出生率の向上も十分でないという前提に立てば、我が国の潜在成長率は長期にわたりゼロ近傍の低成長に陥りかねない。

将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある。これらを通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくことをミッションとして掲げ、官民挙げて総力を結集し経済成長のダイナミズムを起こし、これま

での延長線上にない、熱量あふれる日本経済の新たなステージへの移行を確かなものとしていかなければいけない。

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保を図るには、人口減少が本格化する2030年代以降も、実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、更にそれよりも高い成長の実現を目指す。このため、今動き始めているDX、GXを始めとする投資の拡大、欧米並みの生産性上昇率¹への引上げ、高齢者の労働参加率の上昇ペース継続や女性の正規化促進など、我が国の成長力を高める取組が必要である。こうした経済においては、2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040年頃に名目1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年度までが、こうした経済構造への変革を起こすラストチャンスである。このため、本基本方針第3章を「経済・財政新生計画」²として定め、これに基づき、以下に述べる「新たなステージを目指すための5つのビジョン」からバックキャストしながら、今後3年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていく。

(社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大)

(以下の第1章-2省略)

¹ 令和6年4月2日の経済財政諮問会議資料として内閣府が公表した「経済・財政・社会保障に関する長期推計」(以下、「長期推計」という。)の長期安定シナリオでは、TFP(全要素生産性)上昇率が1.1%程度まで上昇することを想定。これは米国CBO(議会予算局)における見通し期間(2024~2034年)のTFP上昇率の平均と同程度。

² 政府はこれまでも、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)において2016~2020年度(5年間)を対象期間とする「経済・財政再生計画」を、また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定。以下「骨太方針2018」という。)において2019~2025年度(7年間)を対象期間とする「新経済・財政再生計画」を定め、経済・財政一体改革を推進してきた。

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

我が国は、欧米主要国と比べて男女間賃金格差が大きいことを踏まえ、女性の所得向上を通じてその活躍を支えるため、賃金差異の大きい業界における実態把握・分析・課題の整理を踏まえ、業界ごとのアクションプランの策定を促す³。差異の見える化や差異分析ツールの開発・活用促進を進める。白書において男女間賃金格差の分析を深めるとともに、その解消に向けた環境整備を進める。

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差是正に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」⁴の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

医療・介護・障害福祉サービスについては、2024年度診療報酬改定で導入されたベースアップ評価料等の仕組みを活用した賃上げを実現するため、賃上げの状況等について実態を把握しつつ⁵、賃上げに向けた要請を継続するなど、持続的な賃上げに向けた取組を進める。

建設業やトラック運送業の持続的・構造的賃上げに向け、改正建設業法⁶と改正物流法⁷に基づき、ガイドライン等を早期に示し、業界外も含めた周知の徹底、価格転嫁の円滑化を図るとともに、国及び地方自治体に加えて民間同士の取引についても、労務費の基準及び標準的運賃の活用を徹底する。くわえて、建設業については、公共工事設計労務単価の適

³ 「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム中間取りまとめ」（令和6年6月5日）に基づく対応。

⁴ 令和5年9月27日全世代型社会保障構築本部決定。

⁵ 例えば、診療報酬については、2024年度改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握することとしている。

⁶ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）。

⁷ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）。

切な設定、建設キャリアアップシステムの拡大、受発注者を実地調査する建設Gメンの体制強化により、トラック運送業については、トラックGメンの機能強化等により、処遇改善や取引適正化の取組を進める。旅客自動車運送事業については、運賃制度改正⁸の周知や賃金水準の実態把握を行うとともに、業務効率化・省力化の取組を促す。

警備業での賃上げに向けて、同業種の自主行動計画の改定を求めること等により、労務費の価格転嫁を進める。

農林水産業や食品産業における就業者の所得向上に向けた環境整備を進める。原材料費、労務費等を考慮した合理的な価格形成がなされるよう、官民協議の下、コスト指標を早期に示すほか、新たな法制度について、2025年通常国会への提出を目指す。

(2) 三位一体の労働市場改革

賃上げを持続的・構造的なものとするため、三位一体の労働市場改革を推進する。

リ・スキリングによる能力向上支援については、全世代のリ・スキリングを推進する。

教育訓練給付の給付率の引上げを含めた拡充、対象資格・講座の拡大に取り組む。具体的には、給付率を最大70%から80%に引き上げるとともに、教育訓練休暇中の生活を支える新たな給付金を創設する。2024年3月に創設した団体等検定に係るスキルの習得講座の対象への追加について、2024年中に検討を行うとともに、幅広い業種（建設、物流、観光等）において、事業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定制度の活用を促進する。

地域の産学官のプラットフォームを活用したり・スキリングの対象に経営者を追加し、2029年までに、約5,000人の経営者等の能力構築に取り組む。大学と業界が連携して、最先端の知識や戦略的思考を身に付けるリ・スキリングプログラムを創設し、2025年度中に、約3,000人が参加することを目指す。

個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入については、既に導入している多様な企業の事例を掲載した「ジョブ型人事指針」を今夏に公表し、各企業の実情に応じた導入方法を検討できるようにする。

成長分野への労働移動の円滑化については、求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の整備・集約を進めるとともに、2025年度に、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備を開始する。

労働市場改革を進めるため、国民会議の開催の検討等、国民運動を展開する。

(多様な人材が安心して働き続けられる環境の整備)

多様な人材が能力を発揮しつつ、安心して働くことができるよう、高齢者の活躍に取り組む企業の事例集の展開、高齢者の労働災害防止のための環境整備を推進するとともに、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策を強化する。

テレワークを推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制の普及、家事負担を軽減するサービスの適切な利活用に向けた環境整備等に取り組む。

⁸ 「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針等通達の一部改正について」（令和6年3月29日付け国自旅第418号）。

フリーランスの安全衛生対策のための制度の検討を行い、2024年度中に結論を得る。フリーランス・事業者間取引適正化等法⁹については、実態把握とともに、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の執行体制の整備を行う。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、男女間給与差異の分析、働く時間や場所の柔軟化等の働き方改革を推進するとともに、魅力の発信による志望者拡大、多様な人材の活用、職員としての成長機会の付与、マネジメント能力向上など人材の確保・育成、本基本方針を踏まえたメリハリある機構・定員管理に取り組む。

(3) 価格転嫁対策

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法¹⁰の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法¹¹の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」¹²を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。中小企業等協同組合法¹³に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。

中小企業が、取引・決算データを一括管理し、そのコスト構造を可視化することによって、それを活用する形で価格転嫁を円滑に進め、収益を改善できるよう、2024年度中に、内外におけるそうしたデータの管理・活用の取組に関する実態調査を行う。

官公需¹⁴について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する。

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるため、地域経済をけん引する中堅企業と、雇用の7割を支える中小企業の稼ぐ力を強化する。

(1) 人手不足への対応

自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援を行う。

幅広い業種に対し、簡易で即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行う。事業者そ

⁹ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）。

¹⁰ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。

¹¹ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）。

¹² 令和5年11月29日に内閣官房・公正取引委員会から公表。

¹³ 昭和24年法律第181号。

¹⁴ 役務調達としてのビルメンテナンス及び警備を含む。

それぞれの業務に応じたオーダーメイドの省力化の取組を促進する。その中で、既存補助事業の早期執行及び運用改善に取り組む。

運輸業、宿泊業、飲食業を始めとする人手不足感が高い業種において、AI、ロボット等の自動化技術の利用を拡大するため、業界団体による自主行動計画の策定を促す。それらの業種において導入が容易なロボットについて、ハード・ソフト両面の開発を促進する。

自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」（例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラックドライバー業務の軽減等）を推進する。

大企業に対し、中堅・中小企業と協働する新技術・商品開発（オープンイノベーション）や、副業・兼業を通じた中堅・中小企業への人材派遣を奨励する。大企業のDX人材等と地域の中堅・中小企業や地方公共団体とのマッチング支援を行う。地方公共団体や地域の経営支援機関等が連携して行う人材確保・育成・定着に向けた取組を支援する。

（2）中堅・中小企業の稼ぐ力

成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進する。サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応を支援する。

中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援を促すため、2024年度中に、企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォームの運用を開始する。

金融支援については、令和6年能登半島地震による被災地域については配慮した上で、2024年7月以降は、支援の水準をコロナ禍以前の水準に戻す。なお、円安等による資材費等の価格高騰の影響を受ける事業者に対する金融支援は継続する。その上で、「資本性劣後ローン」¹⁵の利用促進、中小企業活性化協議会による再生計画策定支援等を通じた経営改善・再生・再チャレンジの支援に重点を置く。政府系金融機関による資本性資金や中小企業基盤整備機構が出資するファンドの利用を促進し、いわゆるエクイティも活用した成長支援を行う。

不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める。

事業承継及びM&Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し¹⁶を検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。M&Aを円滑化するため、仲介事業者の手数料体系の開示を進める。M&A成立後の成長に向け、実施企業によるPMI¹⁷や設備投資を促進する。地域金融機関に対し、PMIを含め、M&Aの支援を強化することを促す。経営者保証が事業承継やM&Aの支障とならないよう、金融機関が中小企業に対し事業承継やM&Aに関するコンサルティングを行う際に、経営者保証の解除に向けた方策を提案することを促す。事業再構築、M&A、廃業等について、地域の支援機関が連携する相談支援体制を構築し、その取組の普及広報を行う。中

¹⁵ 日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫による「新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン」。

¹⁶ 現在、事業承継税制の特例措置を利用するためには、2024年12月末までに後継者が役員に就任している必要がある。

¹⁷ M&A後に行われる、組織や業務の統合作業。

小企業の経営者教育や後継者育成の推進に取り組む。

中堅・中小企業の自律的な成長と良質な雇用創出を促す。地域経済を牽引する中堅企業や売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M & A・グループ化等を促進する。工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。

小規模事業者の持続的発展に向けて、2024年度中を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画¹⁸を見直す。

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」¹⁹を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

(3) 輸出・海外展開

中堅・中小企業が外需を取り込むための挑戦を後押しする。

「新規輸出1万者支援プログラム」によって、新たに海外展開に取り組む者が増える中、それらの者に対するきめ細かい支援を充実するため、専門家による伴走支援体制の増強、現地ニーズの把握や海外事業戦略立案等を支援する海外の拠点追加・国内の体制強化、海外市場に適合する商品開発の支援等を行う。輸出の実施段階にある者に対しては、専門家による伴走支援に加えて、ジェトロが一括契約し、中小企業に販売の機会を提供する海外ECサイトの拡大、事業者の英語対応能力の向上支援、中小企業基盤整備機構と輸出商社やプラットフォーム等との連携強化に取り組む。

海外展開支援の担い手となる地域商社やデジタル技術を有する企業について、それらが連携して行う、中堅・中小企業の販路開拓の取組を促進する。

3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応

(以下第2章～第3章省略)

¹⁸ 小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)に基づく。

¹⁹ 2024年3月に中小企業庁で策定・公表。

第4章 当面の経済財政運営と令和7年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

現状では、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いているものの、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。海外経済の下振れによるリスクや円安等に伴う輸入物価の上昇の影響には留意する必要がある。

経済財政運営に当たっては、まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行する。その上で、定額減税により、家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を実際に作り出す。あわせて、来年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革、生産性向上に向けた国内投資の拡大等を通じて、潜在成長率の引上げに取り組む。

このため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」²³⁷及びそれを具体化する令和5年度補正予算並びに令和6年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

2. 令和7年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述の情勢認識を踏まえ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たなステージへと移行させていく。
- ② 令和7年度予算において、本方針に基づき、第3章で定める中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
- ③ 持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする。
- ④ EBPMやPDCAの取組を推進し、ワイズスペンディングを徹底する。単年度主義の弊害是正、本方針における重点課題への対応など、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進める。

²³⁷ 令和5年11月2日閣議決定。

経済財政運営と改革の基本方針 2024

～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

2024年6月

内閣府特命担当大臣

(経済財政政策)

経済新生への道行き

短期

デフレからの完全脱却
成長型の新たな経済ステージへの移行

中長期

少子高齢化・人口減少の克服
豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会

5つのAction

- ① 物価上昇を上回る賃上げの定着
- ② 構造的価格転嫁の実現
- ③ 成長分野への戦略的な投資
- ④ スタートアップネットワークの形成
- ⑤ 新技術の徹底した社会実装

5つのVision

- ① 社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大
- ② 誰もが活躍できるWell-beingが高い社会の実現
- ③ 経済・財政・社会保障の持続可能性の確保
- ④ 地域ごとの特性・成長資源を活かした持続可能な地域社会の形成
- ⑤ 海外の成長市場との連結性向上とエネルギー構造転換

33年ぶりの賃上げ
設備投資 100兆円
過去最高の経常利益

2024

600兆円

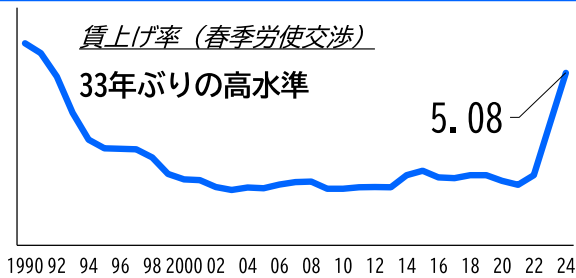
生産年齢人口の減少
実質1%を上回る成長を確保
更なる成長を目指す

2030

1,000兆円

2060

高水準の賃上げの達成



(備考) 連合調査 (2024年6月3日時点の集計結果) による

★ 賃上げの促進

- ★ サプライチェーン全体で労務費を含む適切な価格転嫁
- ★ 三位一体の労働市場改革

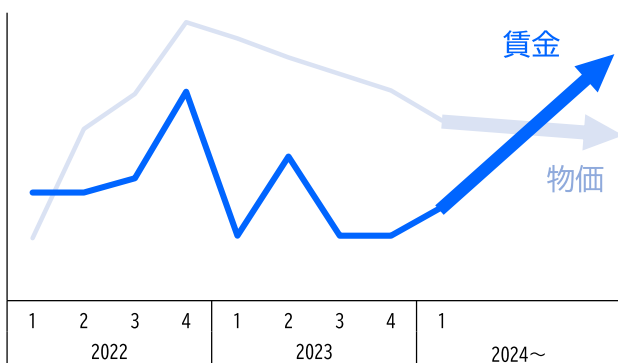
史上最高水準の設備投資



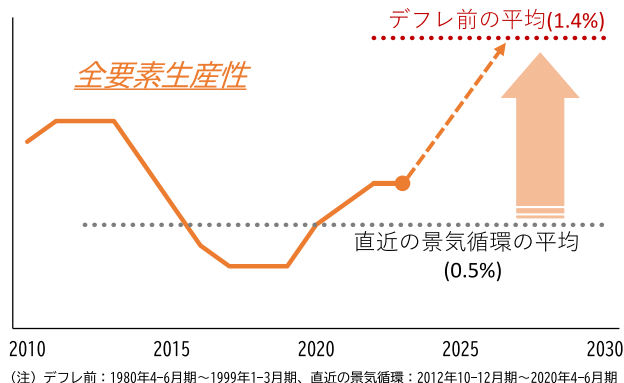
★ 新技術の徹底した社会実装

- ★ GX、経済安全保障等の分野での官民連携の投資
- ★ 宇宙・海洋のフロンティアの開拓
- ★ スタートアップ支援・ネットワークの形成

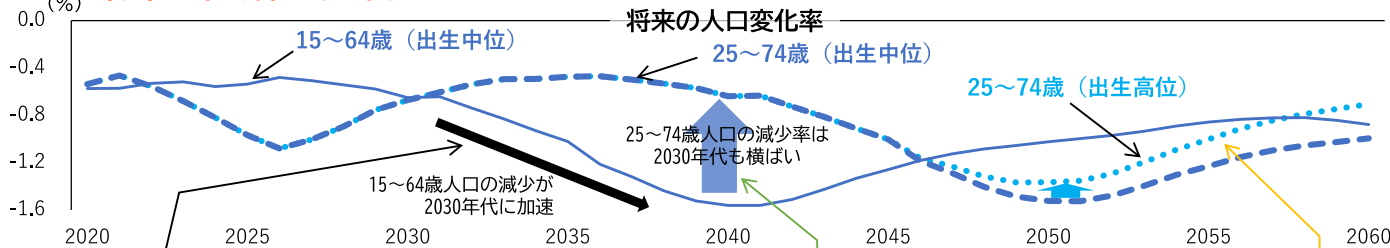
物価上昇を上回る賃上げの定着



戦略的な投資による生産性向上



将来の経済社会の姿からのバックキャスト



2030年度までが経済構造の変革のラストチャンス

人口減少が加速する中ではこれまで以上に生産性向上が重要

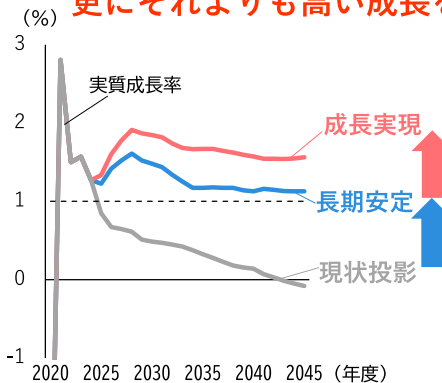
健康で意欲のある65~74歳の活躍など労働参加拡大が重要

出生率向上は長期的な人口減少率を緩和

2030年度までを対象とする「経済・財政新生計画」を策定

人口減少が本格化する2030年代以降も実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要、更にそれよりも高い成長を目指す

《主な施策》



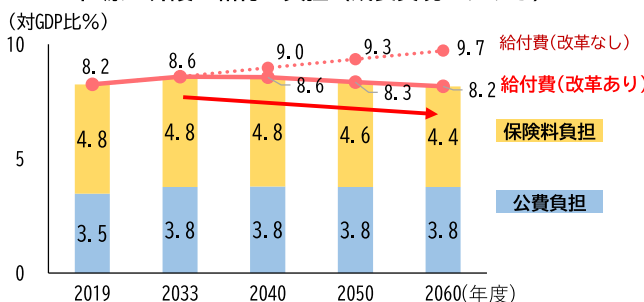
- ・ 更なるDX
- ・ 新技術の社会実装
- ・ フロンティア開拓
- ・ 全世代型リ・スキリング
- ・ 予防・健康づくり
- ・ 現役世代の可処分所得向上
- ・ 少子化対策

(備考) 図表は令和6年第3回経済財政諮問会議資料5をもとに作成。

【参考】「長期推計※」による医療・介護の給付と負担

高成長の下、2034年度以降において、医療の高度化等の増加分を相殺する給付と負担の改革を継続することにより、保険料負担の上昇を抑制、更に減少する姿も視野に入る。

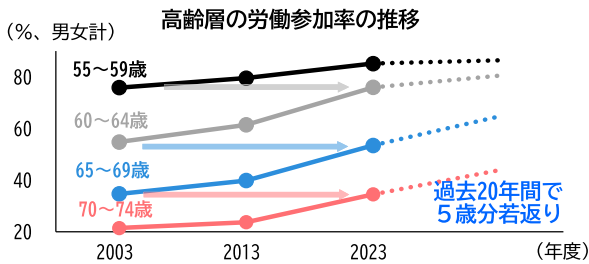
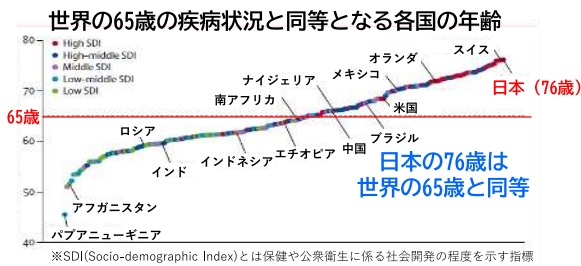
医療・介護の給付と負担 (成長実現シナリオ)



※令和6年第3回経済財政諮問会議資料5をもとに作成。計算前提は当資料を参照。この試算では、改革を給付抑制で対応すると仮定して計算。「改革なし」は医療費のその他要因(高度化等)を年率1%として想定。

豊かさと幸せを実感できる持続可能な社会

- ・意欲のある人が年齢・性別にかかわらず自由で柔軟に活躍
- ・自らのキャリア設計の下で希望に応じて働くことで生涯所得を拡大



持続可能な地域社会

新たな生活スタイルへの移行

- ・医療・介護DXや先進技術・データの活用で全国どこにいても最適な医療・介護を提供
- ・教育DXで全国どこにいても個別最適で充実した学び
- ・自動運転やドローン物流で交通・物流の担い手不足を解消

経済の規模を拡大させつつ、経済再生と財政健全化を両立

財政健全化目標

- ・財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組む
- ・2025年度の国・地方PB黒字化を目指すとともに計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進
- ・経済あつての財政であり、現行の目標年度を含む上記目標により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない

予算編成の基本的考え方

- ・これまでの歳出改革努力を継続(2025~27年度)
 - 日本経済が新たなステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において具体的に検討
- ・重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない機動的なマクロ経済運営を行いつつ潜在成長率の引き上げに取り組む

(備考) 左上図: Angela Y Chang, Vegard F Skirbekk, Stefanos Tyrovolas, Nicholas J Kassebaum, Joseph L Dieleman, "Measuring population ageing: an analysis of the Global Burden of Disease Study 2017"より引用。
左下図: 総務省「労働力調査」より作成。

経済財政運営と改革の基本方針 2024

～政策ファイル～

(抜粋)

2024年6月

内閣府特命担当大臣

(経済財政政策)

目次

新しい経済ステージ

賃上げの促進 / 価格転嫁対策	1
全世代型リ・スキリング	2
半導体等の大規模投資の支援	3

社会課題への対応

医療・介護DX	4
教育DX	5
交通・物流DX	6
貿易DX	7
再生可能エネルギーにおけるフロンティアの開拓	8
宇宙政策	9
海洋政策	10
スタートアップの活性化	11
食料安全保障	12

持続可能な経済社会

全世代型健康診断	13
新たな地域生活圏の形成	14
新しい働き方・暮らし方を実装するモデル地域の創出	15

- 価格転嫁対策を強化するため、独占禁止法・下請法を執行強化、下請法改正を検討。
- 賃上げに向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※1を周知徹底。指針別添の交渉用フォーマットについて、業種の特性に応じた展開・活用を促す。
- 標準労務費※2や標準的運賃※3の活用を徹底。
- 医療・介護・障害福祉サービスの持続的な賃上げに向けた取組を進める。

現状・課題

- 賃上げの定着のためには、中小企業の賃上げが必要。
- 原材料費やエネルギーコストに比べ、労務費の価格転嫁が困難な実態。その価格転嫁が重要。
- 長期のデフレにより低物価・低賃金・低成長の「コストカット型経済」が社会通念化、適正な価格転嫁を阻害。

※足下の日本経済の状況

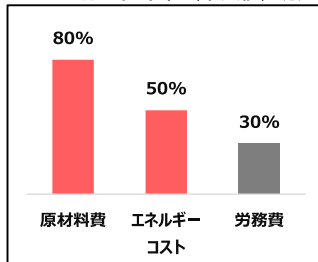
- 日経平均株価 : 最高値更新 (35年ぶり)
- 春季労使交渉賃上げ率 : 5.08%の賃上げ (33年ぶり)
- 設備投資額 : 100兆円超 (最高水準)

目指す姿

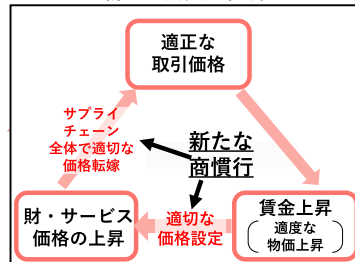
- 現在の日本経済は、株価、賃上げ、設備投資が高水準。「新しい成長型経済」に移行するチャンス。
- サプライチェーン全体で適正な価格転嫁と製品・サービス価格の設定が行われる商慣行を定着。中小企業の賃上げの原資を確保。

※1 内閣官房、公正取引委員会で策定 (2023年11月29日)
 ※2 建設業の適正な労務費を示すもので、労務費の確保・行き渡りを図り、労働者の処遇改善を促進するもの。
 ※3 トラック運送事業者がドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を算出し、荷主等との運賃交渉を臨むに当たっての参考指標。
 ※4 図は、2023年12月公正取引委員会による特別調査の結果。転嫁率とは、価格転嫁の要請額に対する、実際に引き上げられた金額の割合。

コスト別の転嫁率 (中央値) ※4



新しい成長型経済



労務費転嫁指針別添交渉用フォーマット (抄・一部加工)

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会) 別添

内訳

- 1 原材料価格 (素材費、部品購入費等)

(例)	単価	数量	金額	(備考) 旧単価 (円) / 単価上昇率 (%)
材料・品番				
...				
小計	円			

- 2 エネルギーコスト (電気代、ガス代、ガソリン代等)
- 3 労務費 (定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

1

- ニーズに応じた支援策メニューをそろえ、その周知を徹底。
- 個人のリ・スキリングを支援する「教育訓練給付」について、対象講座の拡大等、支援を充実。
- 地域の産学官が連携し、新たに経営者等を対象とするリ・スキリングを開始。
- 自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進
- 全世代型リ・スキリングの機運醸成を図るため、国民運動を展開。

現状・課題

- 社会・企業において個人に求められる知識・技術・技能が短期間で目まぐるしく変化する中では、誰しもの、生涯を通じて新たなスキルの獲得に努めることが期待される。
- 我が国は就職すると学び直し慣行が薄くなる。
- 人手不足の中、それぞれの産業で基本的な自動化技術を利用できる労働者の割合が低い。
- リ・スキリングを行う人の割合や実施時間は、先進諸国と比較して低い水準。特に、在職中のリ・スキリング強化が課題 (受講者のうち在職者の割合が4割と低い(デンマークは7割))。

目指す姿

生涯現役社会に向けて、誰でも、いつでも、希望に応じて学び直すことができる社会を実現。

主な取組

- 教育訓練給付の拡充・拡大
 - ・ 給付と連携した団体等検定※の活用の促進
 - ・ 給付率引上げ (最大70%→80%)
 - ・ 教育訓練休暇中の生活を支える新たな給付金の創設
- 在職期間中のリ・スキリングの強化、現場労働者のリ・スキリングの強化
- 地域における大学の知の活用
 - ・ 地域の産学官のプラットフォームを活用した経営者等のリ・スキリング
 - ・ 最先端の知識や戦略的思考を学べるプログラムの創設
- 労働市場改革を進めるため、国民会議の開催の検討等、国民運動を展開。

※ 団体等検定制: 民間団体・個別企業が実施する検定のうち、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度。検定を実施する事業主等に雇用される労働者以外のもも受検可能。

リ・スキリングの実施状況 (国際比較)

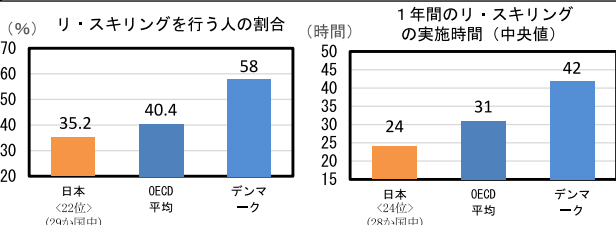


イラスト: 政府広報室